安芸太田町告示第８０号

令和４年告示第５７号（令和５年度及び令和６年度において町が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定めた。

令和５年３月２３日

安芸太田町長　橋本　博明

１　追加申請期間

令和５年４月３日（月）から令和６年９月１７日（火）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき書類を安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地１）に到達させなければならない（記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）